

# 「1m規制」で改善措置

## 射幸性に関わらぬ告知は規制違反に該当しない

警察庁保安課は6月22日付で、「ばちんこ営業における広告、宣伝等について」「ばちんこ営業の営業所の構造及び設備について」と

された。28日に開催されたホール5団体風営法ワーキンググループの会議で改めて内容が報告された。

る規制の在り方を整理した。その上で、「規制対象に当たらない表示」を明示するとともに、「規制対象に当たらない表示」の例を詳細化した。

これに付随して景品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示 ⑤著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることを示す表示 ⑥風営法第19条の遊技料金等規制に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示 ⑦遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示——の7項目。

題する2つの通知を関係者に発し、特段の配慮を要請した。内容は、広告・宣伝規制の運用方針を見直して規制基準を明確化し、取扱いの公平化を図ったこと、また、営業所の構造・設備に関して、いわゆる「1m規制」について実態を踏まえた改善措置を行ったこと——などである。

広告、宣伝の規制に関しては、警察庁はさる02年(平成14年)にも通知を発しているが、「営業競争の激化を背景に隠語を用いて巧妙に規制から逃れようとするなど、依然として善良の風俗及び清浄な風俗環境を害するおそれのある広告、宣伝等がまん延している」として、02年の通知に準拠した上で改めて風営法による広告、宣伝等に関する

「規制対象に当たらない表示」について、射幸心をそそらないイベント(新台の導入、有名人の招待等)を単に告知するにとどまるものや、店の所在地、遊技料金、設置遊技機の種別・台数、賞品の取りそろえの充実等射幸性と直接関わりのない事項を単に告知するにとどまるものについては、広告、設備等規制違反に該当しないものとした。

このうち①～⑤は02年の通知に準拠し、⑥⑦を新たに追加した。①～⑤についても、違反に該当する表示例を、例えば①について、「本来の性能に調整が加えられた遊技機の設置をうかがわせる文字記号、イラスト等(ばちんこ営業の客一般に遊技機の性能調整の実施をうかがわせるものとして通用する一方で、一般人には表現の意

この件に関しては、前日の21日に全国生活安全課長会議が開催され、6月中旬に発出されたパチンコ関係の新たな通達の内容について、警察庁から各都道府県警察に指示が出ていた。今回の業界への通知はそれに沿ったもので、分かりやすいように図解も一緒に提示

今回改めて示された違反に該当する表示例は、①入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示 ②大当たり確率の設定変更が

可能な遊技機について設定状況等を示す表示 ③賞品買取行為への関与をうかがわせる表示 ④遊技客が獲得した遊技球等数を示し、

可能に付随して景品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示 ⑤著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることを示す表示 ⑥風営法第19条の遊技料金等規制に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示 ⑦遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示——の7項目。

図が不明な隠語その他の表現を含む)の表示」と説明し、違反に該当する表示例として「甘釘、特選台、天国調整、モーニングサービス、イブニングサービス、赤字覚悟の熱血週間等」などを挙げるなど、各項目で以前より細かく具体的に記述した。

新しく追加された⑥は、獲得遊技球等数に対応する金額を上回る賞品の提供や、獲得遊技球数等に対応する金額と等価の賞品とは別に物品の提供等が受けられることを行うかがわかる表示のことで、これによって著しく射幸心をそそるおそれがあるほか、風営法第19条(遊技料金等の規制)又は第23条(遊技場営業者の禁止行為)第1項の規定に違反する行為への関与をうかがわせるとしている。違反に該当する表示例として、「大特価賞品、無料引換券・50%OFF景品チケット・無料遊技球の提供等の語句1万円を超える賞品提供を受けられることを示す表示、遊技の結果に応じてポイント等を付与し、当該ポイント等に応じた賞品の提供を示す表示」を挙げている。

なおこれに関して、集客の目的でイベント等を開催し、遊技客に

限らず来店客全員に景品を提供することを表示する場合は、著しく射幸心をそそるおそれがある方法で行なわれない限り本件表示には該当しないとしている。この場合は不当景品類及び不当表示防止法第3条及び一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限第1項により、提供される景品の価格は200円までとされていること、風営法第23条第1項第1号において、ぱちんこ営業の営業者はその営業に関し現金又は有価証券を賞品として提供することが禁止されていることに留意する必要があるとしている。

## 通知よりも厳しい 自主規制は現状で

同じく今回追加された⑦では、「客の技量により差異を生じる余地をなくすことは、著しく射幸心をそそるおそれがある行為であり、これが行なわれていることをうかがわせる表示は著しく射幸心をそそるおそれがある」とし、違反に該当する表示例として、「ハンドル固定、目押しサービス等の語句」を挙げている。

また、通知では業界団体の自主規制にも言及し、「各都道府県で遊技組合等の業界団体がこの通知と矛盾する自主ルールを策定しているときは是正する必要があるが、地域の実情に応じて当該地域における善良の風俗と清浄な風俗環境の保持に必要であると判断して設

## 「見通し妨げる」を実態踏まえて改定

業所の構造及び設備については、「近年、営業競争の激化を背景に、客室内に広告物を設置したり、分煙意識の高まりを受けて分煙パネルを設置するなど、営業所の客室内に置かれる設備が形状、内容ともに多様化している」として、

風営法施行規則第8条(構造及び設備の技術上の基準)に定める基準のうち「見通しを妨げる設備」の考え方を、実態を踏まえて見直し、「見通しを妨げる設備」については解釈運用基準で「仕切り、つい立て、カーテン、背の高いす(おおもむね高さが1m以上のもの)等をいう」とされている。

今回の通知では「一定の形式的な基準のみをもって『見通しを妨げる設備』と判断することは妥当

けている自主規制については、その必要性が存在する以上、本通知よりも厳しい内容の自主規制を否定するものではない。本通知の内容に矛盾しない自主規制については本通知による影響を受けるものではない」としている。

ではなく、実際にその周囲の見通しを妨げるものであるかにより判断することが妥当」として、次のような設備については、原則として「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとするとした。

1) 高さが1m以上の設備であって、以下の例のように客室内部の見通しを妨げるものでないもの(客室の特定の位置から見た際に一部の見通しを妨げても、顔や体を若干ずらすことで妨げられていた箇所を見通すことが出来る程度のものを含む)。

ア 常時1・7m以上の高さに位置する設備。

例：天井からつり下げられている看板であって、下端の高さが1・



細かく具体的に改善の提示がされた。写真上のような旗は1.7m以上の高さであればよく、写真左の島端に関してもその高さなど範囲内であれば許される



7 m以上のもの。

いわゆる島（この通知においては、相互に密着した、ぱちんこ営業の用に供するための遊技機及び周辺機器並びにこれらを設置するための設備の一群をいう。以下同じ）の上部に設置される旗や看板

であって、下端の高さが1・7 m以上のもの。

## 壁についた設備や無色透明の仕切り

イ 壁に付設される設備（壁と設備との間に人が入る隙間がないもの）。

例）壁に設置されるイーゼルや自動販売機等。

ウ 島端に接着して設置される設備（厚みが客室の見通しを妨げない程度に薄く、両端が島

端の幅員に収まり、上端が島端の上端を超えないものを、島端にほぼ並行に設置する場合に限る。ただし、島端の上端の高さが1・7 m以上の場合は、島端の上端を超えることができることとする）。

例：島端に掲示される看板、島端に接着して置かれるイーゼルやホワイトボード等（自動販売機や本棚等を除く）。

エ 無色透明の仕切り板等（客室を完全に仕切るもの及びポスターを貼付するなどして客室の見通しを妨げているものを除く）。

例：無色透明の分煙パーティション。オ 賞品を陳列するための設備（棚、ワゴン、ケース等をいい、壁に付設したものを除く）であって、高さがおおむね1・5 m以下のもの。

2) 常態的に移動する設備。

客室内を常態的に移動し、停止する場合も一時的な停止にとどまるものについては、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとす。

例：ワゴンサービスのワゴン。

他方で、容易に移動や取り外しができる設備であっても、常態的に移動するものでないものについては、上記のような取扱いはせず、改めて見通しを妨げる設備か否かを判断する。

例：移動可能な非透明のパーティション。

3) いわゆる島設備。

いわゆる島設備は、ぱちんこ営業の用に供するための遊技機及び周辺機器を設置している場合に限り、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとす。

## 図解はあくまで補助資料として

警察庁は、通知文と同時に提示した図解について、「図解は通知文を補助するための資料にすぎず、あくまで通知文の記載がすべてであると理解していただきたい。図解と通知文と比べて、図解に記載がないことをもって『規制対象とは聞いていない』などと主張することがないよう周知徹底していただきたい。また、図解は補助資料であることから、通知文に比べかなり端折った表現振りにしている。このため、同一個所について、通知文と図解の記載がそれぞれ異なる場合は通知文の記載によって判断することとし、図解でこのような表現振りになっているということは、何ら根拠としての効果を持たないことについても注意いただきたい」と念を押している。

## 悪用多発すれば厳しく見直す

その上で、「今回は業界との信頼関係に基づき措置したものであり、悪用が多発して関係が損なわれた場合には、直ちに厳しく見直して行く」と強調している。

# 広告・宣伝規制の運用方針の見直し

- 【風営法】風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。（第16条）。
- 【平成14年通達】規制対象となる広告・宣伝の表示例として、5つの例（下の①～⑤）を示している。

## 基準の明確化、取扱いの公平化

規制対象に「当たらない表示」を初めて明示するとともに、  
規制対象に「当たる」表示の例を追加・詳細化

### 一般原則

射幸心と関わりない事項(※)を単に告知するにとどまる広告は、規制の対象に当たらないことを示す。  
※射幸心をそそらないイベント(新台の導入等)、店の所在地、遊技料金、設置遊技機の種別・台数、賞品取りそろえの充実等

#### ①入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示

例示における説明書きを追加  
・遊技機の本来の性能に調整が加えられることをうかがわせるイベントその他（平成14年通達では、モーニングサービス、イブニングサービスを例示）の表示等（隠語を含む）が該当することを明確化

#### ②大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等を示す表示

設定状況をうかがわせる表示（隠語を含む）は規制の対象となることを明記

#### ③賞品買取行為への関与をうかがわせる表示

景品買取所への案内をうかがわせる表示、景品交換所における特定の景品の買取価格等の表示（隠語を含む）は規制の対象となることを明記

#### ④遊技客が獲得した遊技球・メダル数を示し、これに付随して景品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示

実際の出玉数を示す行為は、原則として、規制の対象とならないことを明記

#### ⑤著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることを示す表示

#### ⑥遊技料金等の規制に違反する行為を直接的又は間接的に示す表示（追加）

・大特価賞品、無料遊技球の提供等の語句が本規制の対象となることを明記  
・他方、集客目的で一般消費者に200円までの景品を提供するとの表示は、本規制の対象とならないことを明記

#### ⑦遊技の結果について技術介入の余地がなくなっていることをうかがわせる表示（追加）

「ハンドル固定」「目押しサービス」等の語句が本規制の対象となることを明記

## 遊技場の構造・設備の技術上の基準に係わる運用方針の明確化

【風営法】風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、技術上の基準に適合するように維持しなければならない（第12条）。

【法施行規則】客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと（第8条「法第2条第1項7号に掲げる営業」の項第1号）。

【解釈運用基準】見通しを妨げる設備：仕切り、つい立て、カーテン、背の高いイス（おおむね高さが1メートル以上のもの）等（第11中8(1)）。

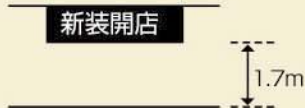
### 基準の明確化

以下のものを原則として「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いへ

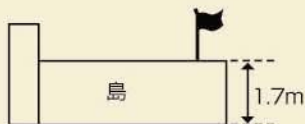
高さが1m以上の設備であっても、各例のように当該設備を設置した状況において客室内部の見通しを妨げなければ、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いへ

#### 常時1.7メートル以上の高さに位置する設備

- 天井からつり下げられる看板で下端の高さが常時1.7m以上のもの



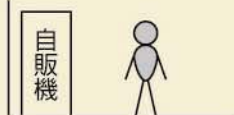
- 島上部に設置される旗や看板で、下端の高さが常時1.7m以上のもの



#### 壁に付設される設備

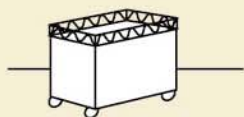
（壁との間に人が入ることのできる隙間がないもの）

- 壁に設置されるイーゼルや自動販売機等



#### 常態的に移動する設備

- ワゴンサービスのワゴン等
- ※容易に移動や取り外しができる設備であっても、常態的に移動するものではないものは含まない。



#### 島端に接着して平行に設置される設備 （薄く、島端の横幅を超えず、島端の高さを超えない（※）もの）

- 島端に掲示される看板、島端に接着して置かれるイーゼルやホワイトボード等（自動販売機や本棚等は除く。）

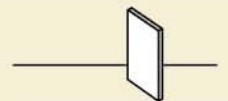
※島端の上端が1.7m以上の場合は、島端の上端を越えることが可能。



#### 無色透明の仕切り板等

（客室を完全に仕切るもの及びポスターを貼付するなどして客室の見通しを妨げているものを除く。）

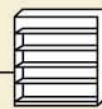
- 無色透明の分煙パーテーション等



#### 賞品を陳列するための設備（※）

（棚、ワゴン、ケース等をいい、壁に付設したものを除く。）

※高さがおおむね1.5m以下のもの（平成18年警察庁丁生環発第348号）



#### いわゆる島設備（※）

※営業に不可欠な遊技機又は周辺機器を設置するための設備を指す。

